

## 令和7年度 広告宣伝費支援事業補助金交付要綱

一般社団法人 安来市観光協会

### （目的）

第1条 この事業は、一般社団法人 安来市観光協会（以下「協会」という。）に属する会員が実施する広告宣伝活動に必要な費用の一部を協会が補助することにより、メディア等での宣伝、露出を促進し、観光情報の発信、市内への観光誘客を図ることを目的とする。

### （対象者）

第2条 補助の対象となる者は、次のすべてに該当する者とする。

- （1）協会の会員であること
- （2）同一の助成金又は補助金の交付を受けていないこと

### （対象事業）

第3条 補助の対象となる事業は、自社の製品やサービスなどのPR及び誘客を目的とした宣伝活動に係る、次のいずれかに該当するものとする。

- （1）印刷製本費（デザイン料、チラシ印刷費、のぼり、販促物等）
- （2）掲載料（新聞、雑誌、Web、SNS等への掲載料等）
- （3）消耗品費（チラシ等作成にかかわる事務用品代等）
- （4）その他、協会が目的に資すると認める事業

2 以下の各号に該当するものは補助対象外とする。

- （1）ホームページの作成
- （2）既存のチラシの増刷
- （3）雇用に関する広告宣伝
- （4）消費税
- （5）その他、協会が適当と認めない事業

### （補助額・限度額等）

第4条 補助額は補助対象経費の合計3分2とし、20万円を限度とする。千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、補助対象者につき1年度1回限りとする。

### （申請）

第5条 補助金の交付申請を受けようとする者は、補助対象事業実施前に広告宣伝費支援事業補助金申請書（様式第1号）に、必要な事項を記入し、概要がわかる企画書を添えて、協会に提出しなければならない。

(補助の決定)

第6条 協会は、前条による申請があった場合は、内容を審査し、補助を決定したときは広告宣伝費支援事業補助金決定通知書(様式第2号)により補助決定者に通知する。

(補助決定内容の変更)

第7条 補助決定者は、広告宣伝費支援事業補助金申請書及び添付資料の内容に変更が生じた場合は、すみやかに協会へその内容を申し出なければならない。

2 協会は、変更の内容に応じて、支援決定の内容の変更等の手続きを行う。

(実績等の報告)

第8条 補助決定者は、事業完了後に速やかに次に掲げる書類を添付し、協会に提出しなければならない。

- (1) 広告宣伝費支援事業補助金実績報告書(様式第3号)
- (2) 広告宣伝費支援事業補助金経費報告書(様式第4号)
- (3) 補助対象経費の支払いが確認できる書類(領収書等)
- (4) 補助対象事業の完成物及び利用が確認できる書類

(補助金の支払い)

第9条 協会は、前条による広告宣伝費支援事業補助金実績報告書等の提出を受けた場合、必要な検査を行い内容が適正であると認めたときは、補助額を確定し、広告宣伝費支援事業補助金確定通知書(様式第5号)により補助決定者に通知するとともに、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助決定の取り消し)

第10条 協会は、補助決定者が以下のいずれかに該当する場合は、補助決定者の許諾にかかわらず、補助の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 企画書等の提出書類に虚偽の記載が判明したとき
- (3) 協会の求める書類等の提出をされないとき

(雑則)

第11条 この要綱に定めのない事項については、協会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月2日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。